

**住むなら北九州 定住・移住推進事業 定住・移住促進支援メニュー（2023年度）
補助要件チェックリスト**

申請者 氏名 _____

1 対象者について

【個別項目】 ①～④のいずれかに☑

<p style="text-align: center;">●市外から移住</p> <p>1年以上継続して市外に居住している方、又は市内に転入後2年以内の方で転入前1年以上継続して市外に居住していた方で、①～③のいずれかに該当する方。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> ①世帯人員2人以上の世帯 ⇒□ </td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> ②申請者が50歳未満で親と同居又は近居のために転入する1人世帯 同居⇒□ 近居⇒□ </td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> ③申請者が50歳以上で自己実現のために転入する1人世帯 ⇒□ </td> </tr> </table>	①世帯人員2人以上の世帯 ⇒□	②申請者が50歳未満で親と同居又は近居のために転入する1人世帯 同居⇒□ 近居⇒□	③申請者が50歳以上で自己実現のために転入する1人世帯 ⇒□	<p style="text-align: center;">●市内に定住</p> <p>世帯主又はその配偶者が、市内に居住しかつ市外へ勤務している方。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; padding: 5px;"> ④申請者が39歳以下の世帯人員2人以上の世帯 ⇒□ </td> </tr> </table>	④申請者が39歳以下の世帯人員2人以上の世帯 ⇒□
①世帯人員2人以上の世帯 ⇒□	②申請者が50歳未満で親と同居又は近居のために転入する1人世帯 同居⇒□ 近居⇒□	③申請者が50歳以上で自己実現のために転入する1人世帯 ⇒□			
④申請者が39歳以下の世帯人員2人以上の世帯 ⇒□					
<p>↳同居近居割増</p> <p>①に該当する方で、次の要件を全て満たす場合のみ、いずれかに☑</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が39歳以下で、市内に居住する親と同居又は近居 ・【同居近居】の募集枠で認定申請 <p style="text-align: center;">※募集枠が無い場合は対象となりません。 同居⇒□ 近居⇒□</p>					

【共通項目】 該当する場合☑

<p>次の全ての要件に該当する。 ⇒□</p> <p>※1つでも該当しない項目がある場合、本事業の対象となりません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・自らが居住するため、住宅の建設又は購入を行う。 ・転入又は転居後、原則2年以上市内に居住することができる。 ・北九州市における市税の滞納がない。 ・暴力団又は暴力団員ではない、暴力団又は暴力団員と密接な関係はない。 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> ・自らが居住するため、住宅の建設又は購入を行う。 ・転入又は転居後、原則2年以上市内に居住することができる。 ・北九州市における市税の滞納がない。 ・暴力団又は暴力団員ではない、暴力団又は暴力団員と密接な関係はない。
<ul style="list-style-type: none"> ・自らが居住するため、住宅の建設又は購入を行う。 ・転入又は転居後、原則2年以上市内に居住することができる。 ・北九州市における市税の滞納がない。 ・暴力団又は暴力団員ではない、暴力団又は暴力団員と密接な関係はない。 	

2 対象住宅について

【住宅の所在】 該当する場合☑

<p>街なかの区域（要領参照）に所在し、次の全ての区域外に所在する住宅である。 ⇒□</p> <p>※街なかの区域でも、次の区域内の場合、本事業の対象となりません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> ・市街化調整区域 ・工業専用地域 ・土砂災害特別警戒区域 ・土砂災害警戒区域 </td> </tr> </table>	・市街化調整区域 ・工業専用地域 ・土砂災害特別警戒区域 ・土砂災害警戒区域
・市街化調整区域 ・工業専用地域 ・土砂災害特別警戒区域 ・土砂災害警戒区域	

【住宅の規模】 いずれかに☑

<p>●戸建て住宅 敷地面積が130㎡以上 (第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域は180㎡以上) ⇒□</p>	<p>●マンション 住戸専用面積が50㎡以上 ⇒□</p>
--	--

【良質な住宅】 該当するものに☑

<p>●新築 次のア～エのいずれかに該当する住宅 ※該当予定でも可。</p>			
<p>ア 住宅性能表示制度による建設住宅性能評価書の交付を受け、一定の等級を満たしているもの ⇒□</p>	<p>イ 【フラット35】Sの技術基準に適合し適合証明書の交付を受けている住宅（新築時取得分のみ） ⇒□</p>	<p>ウ 長期優良住宅認定制度による長期優良住宅認定通知書の交付を受けている住宅 ⇒□</p>	<p>エ その他ZEH住宅等、断熱等性能等級4以上の証明書類の交付を受けている住宅。 ⇒□</p>
<p>●既に建築された住宅（中古住宅） 次のオを満たし、かつア～エ又はカを満たす住宅</p>			
<p>オ 昭和56年6月1日以降に着工したものが、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）に則り耐震診断を実施し、新耐震基準を満たすもの、又は新耐震基準を満たさない場合、耐震改修工事を施し、新耐震基準を満たす住宅 ⇒□</p>			
<p>カ インспекション（住宅診断）を実施している住宅 ※実施予定でも可。 ⇒□</p>			